

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3893 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2026. 3. 2

・ 香港向け家きん由来製品の輸出再開について （北海道、茨城県、埼玉県、京都府、岡山県及び宮崎県）……………	65
・ 千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内19例目）及び 「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について……………	66
・ 家畜衛生レポート（京都府）……………	67
・ 第66回全国家畜保健衛生業績発表会演題（高知県）……………	70

**☆香港向け家きん由来製品の輸出再開について
（北海道、茨城県、埼玉県、京都府、岡山県
及び宮崎県）**

令和8年2月16日付けプレスリリース

本日、我が国の家きん由来製品の香港向け輸出について、北海道、茨城県、埼玉県、京都府、岡山県及び宮崎県からの輸出が再開されましたのでお知らせします。

1. 概要

高病原性鳥インフルエンザによる我が国の家きん由来製品の輸出への影響をできる限り小さくするため、輸出相手国・地域当局との間で地域主義の適用について協議を行い、主な輸出先である香港、シンガポール、ベトナム、マカオ及び米国については、非発生都道府県からの家きん由来製品の輸出継続が認められています。

一方、発生都道府県からの輸出再開について協議を行ってきたところ、今般、香港当局との間で、高病原性鳥インフルエンザに関する清浄性が認められた北海道、茨城県、埼玉県、京都府、岡山県及び宮崎

県からの家きん由来製品の輸出再開について合意しました。

これにより、本日から、動物検疫所において香港向けの輸出に必要な輸出検疫証明書の交付を再開しました。

また、今回の協議により、香港向け輸出については、次表のとおり、防疫措置完了から28日が経過し清浄性が確認された日に遡って、同日以降に生産・処理された家きん由来製品の輸出が認められたため、「同日以降に生産・処理された家きん由来製品」について、輸出検疫証明書の交付が可能です。

なお、北海道、京都府及び岡山県からのシンガポール、ベトナム、マカオ及び米国向け、茨城県、埼玉県及び宮崎県からのベトナム、マカオ及び米国向けの家きん由来製品の輸出は再開済みです。

〈各道府県の清浄性が確認された日〉

北海道	令和8年1月28日
茨城県	令和8年2月3日
埼玉県	令和8年2月3日
京都府	令和8年1月28日
岡山県	令和8年1月28日
宮崎県	令和8年1月31日

〈2025年の輸出額〉

鶏肉の総輸出額：25.5億円（うち、香港22.6億円）

鶏卵の総輸出額：81.4億円（うち、香港76.7億円）

出典：財務省「貿易統計」

〈これまでの経過〉

令和7年12月29日：北海道において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認（北海道からの家きん由来製品の輸出が一時停止）

令和8年1月28日：北海道は、防疫措置完了から続発なく28日経過したため再度清浄地域となる

令和7年12月25日：茨城県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認（茨城県からの家きん由来製品の輸出が一時停止）

令和8年2月3日：茨城県は、防疫措置完了から続発なく28日経過したため再度清浄地域となる

令和7年12月30日：埼玉県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認（埼玉県からの家きん由来製品の輸出が一時停止）

令和8年2月3日：埼玉県は、防疫措置完了から続発なく28日経過したため再度清浄地域となる

令和7年12月24日：京都府において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認（京都府からの家きん由来製品の輸出が一時停止）

令和8年1月28日：京都府は、防疫措置完了から続発なく28日経過したため再度清浄地域となる

令和7年12月20日：岡山県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認（岡山県からの家きん由来製品の輸出が一時停止）

令和8年1月28日：岡山県は、防疫措置完了から続発なく28日経過したため再度清浄地域となる

令和7年11月22日：宮崎県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認（宮崎県からの家きん由来製品

の輸出が一時停止）

令和8年1月2日：宮崎県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認

令和8年1月31日：宮崎県は、防疫措置完了から続発なく28日経過したため再度清浄地域となる

2. 参考

・令和7年度の鳥インフルエンザに関する情報については、次のページよりご確認ください。

URL：https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r7_hpai_kokunai.html

・各国の家きん由来製品の輸出停止状況については、次のページよりご確認ください。

URL：https://www.maff.go.jp/aqs/topix/exkakin_teishi.html

☆千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内19例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

（令和8年2月20日付けプレスリリース）

本日、千葉県旭市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内19例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：千葉県旭市

飼養状況：約6万羽（採卵鶏）

関連農場：千葉県旭市（1農場、約2万羽（採卵鶏））

2. 経緯

(1) 令和8年2月19日（木曜日）、千葉県は、旭市の農場から通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

(2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

(3) 2月20日(金曜日)、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 千葉県と緊密な連携を図る。
5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
7. 千葉県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」を派遣。
9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部
日時：令和8年2月20日(金曜日)(持ち回り開催)

5. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることに伴い、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお

願いたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用している取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

☆家畜衛生レポート(京都府より)

京都府中丹家畜保健衛生所

1. 概要

京都府内にある4箇所の家畜保健衛生所(以下、家保)のうち、今回は中丹家保について紹介します。当所は、府内唯一の病性鑑定施設を有する基幹家保で、府域面積の約27%にあたる中丹地域(福知山市、舞鶴市及び綾部市)を管轄しています。管内には乳用牛約1,100頭、肉用牛約1,000頭、鶏約130万羽が飼育されており、養鶏が盛んな地域です。府内肉養鶏の約88%、採卵鶏の約51%が飼育されており、府内最大規模となる約40万羽を飼養する採卵鶏農場もあります。

2. 組織と業務

業務課5名、防疫課4名、高度病性鑑定課5名の3課で構成され、所長を含め15名(獣医師12名、畜産職2名、事務職1名)の職員が勤務しています。業務課は、飼養衛生管理技術指導、畜産環境保全指導、生産性向上対策のための牛の繁殖指導、担い手確保や補助事業支援等、防疫課は、家畜伝染病の発





養鶏場衛生管理区域の石灰消毒



ため池への防鳥糸設置

生子防対策、まん延防止のための検査、防疫演習の企画・実施等、高度病性鑑定課は、府内全域の家畜伝染病サーベイランス検査や一般家保では実施できない高度な病性鑑定等を担当しています。

3. 主な業務の紹介

(1) 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ対策

京都府内では、平成16年に高病原性鳥インフルエンザ（以下、HPAI）が2農場で発生し24万羽が処分されて以降、農場での発生はありませんが、平成22年度、平成28年度、令和3年度にはウイルスに感染した野鳥等が確認されています。

このため、100羽以上を飼養する家きん飼養農場全60農場に対し、シーズン中（10月～3月）は毎月巡回し衛生対策の指導や抗体検査等による監視を行うとともに、農場から600m以内にあるため池64箇所、渡り鳥飛来防止のための落水や防鳥糸を張るなどの対策を実施しています。

また、管内で本病が発生した場合は、中丹地域現地対策本部が設置され防疫対応に当たることから、毎年、関係機関の役割分担を確認するとともに発生時に動員される家畜防疫員や防疫作業従事者等を参集し、防疫演習を実施しています。昨年度は、家畜防疫員向けの殺処分訓練やリーダーシップ訓練、殺処分に係る惨事ストレス対策の研修を実施しました。

(2) 豚熱（以下、CSF）対策

令和2年1月から府内の飼養豚に対しワクチンを接種しており、同年2月から野生いのししに対し経口ワクチンを散布しています。

現在まで、府内飼養豚等での発生はありませんが、野生いのししでは、平成30年10月から本年6月末までに128頭の陽性を確認しています。

万一の発生に備え防疫体制を確認するとともに、豚等飼養者へ異状発見時の早期通報や飼養衛生管理の徹底を指導しています。

(3) 病性鑑定

HPAIやCSF等の疑い事例発生時に、迅速かつ正確な検査ができるよう、P3実験室やリアルタイム



採卵鶏の殺処分訓練



令和7年6月末までの府内野生いのしし陽性確認地点

PCR機器をはじめとした様々な機器を整備しています。

(4) 担い手確保・支援

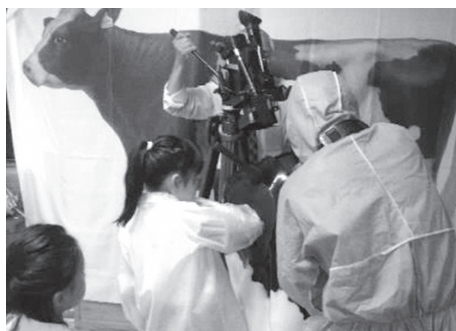
令和3年に府関係団体、関係機関等オール京都で担い手発掘から定着、更に経営の安定までを一貫し



発育鶏卵を用いたウイルスの分離



PCRの試薬の調製



牛の模型を使った直腸検査の体験

て支援する「京の畜産応援隊」を結成しました。各家保の所長が地域の応援隊長となり、担い手候補者の発掘、育成、経営基盤・就農条件の整備、経営継承・経営安定化までを一貫支援しています。さらに、飼料や資材費の高騰等により厳しい畜産経営が続く中、経営改善に取り組む農家に対し、補助事業活用のための計画～申請～実施までを伴走支援しています。

(5) 施設公開イベント

家保の役割や家畜伝染病に対する正しい知識の普及・啓発を目的に、毎年、夏休み期間中の小学生とその保護者向けに、施設公開イベントを開催しています。

施設公開では、家保の業務や畜産農家が行っている安心・安全な畜産物生産の取組の紹介や、畜産クイズ、鶏の聴診等の体験を盛り込み、参加者から好



鶏の心音の聴診体験

評を得ており、中には、将来、家保で獣医師として働きたいとの感想も寄せられています。

(6) 安心・安全な畜産物提供の取組

農場の衛生管理を徹底し、地元産飼料の利用や暑熱対策等の快適な環境整備、こだわりのある飼い方

京の畜産応援隊の組織と取組内容





登録交付式

により健康な家畜を育て、安心して安全な畜産物を生産する農場を「京のこだわり畜産物生産農場」として登録しています。審査を経て登録された農場は、府のホームページ等に掲載し、農場の取組を広く紹介・普及することで府内産畜産物の消費拡大を目指すとともに、産地全体の生産技術や衛生対策の一層の向上を図っています。令和6年度までに府内62農場（うち管内15農場）が登録されています。

また、採卵鶏2農場が「農場 HACCP 認証」を取得（平成30年3月及び令和3年10月）し、うち1農場は平成31年3月に採卵鶏農場では近畿初となる「JGAP 認証」を取得しました。家保は、取組当初から勉強会・研修会を開催し、農場による自己点検と改善を支援しました。取組により従業員全員の意識が一層向上し、農場全体の衛生レベルも向上しました。こうした取組の結果、令和元年6月に開催された「G20大阪サミット」で、当該農場の鶏卵が食材提供され、販路拡大にもつながりました。

(7) 公衆衛生部門との情報交換

管内保健所と定期的に連絡会議を開催し、食の安心・安全に係る情報共有を行っています。

食肉センターの検査状況や食鳥処理場での鳥インフルエンザ発生時の対応、当所の病性鑑定症例等について意見交換し、相互の業務と共通課題について認識を深めています。

4. おわりに

府内HPAI発生から20年、幸いにして農場での発生ゼロを維持していますが、一方で、若手職員の実践経験の蓄積が課題となっています。このため、今後も発生を想定した実践的な防疫演習を実施するとともに、発生県への家畜防疫員の積極的な派遣を行っていきます。

加えて、「京のこだわり畜産物生産農場」登録や「農場 HACCP 認証」等の普及を進めることで、安心・



認証ロゴと認証取得農場の商品



保健所との連絡会議

安全な府内産畜産物を提供するとともに、府内農場全体のバイオセキュリティレベルの向上と農場生産物の付加価値向上を目指し、今後も「京の畜産応援隊」による一貫支援で畜産業を支えていきます。

☆第66回全国家畜保健衛生業績発表会演題（高知県）

迅速性及び簡便性の向上を目的とした核酸抽出方法の比較検証

中央家畜保健衛生所
高橋学

はじめに

迅速かつ的確な検査が求められる病性鑑定において、PCR検査は感染症診断の主流となっている。PCR検査では、前処理をした検体から核酸を抽出し、増幅反応を実施後に特異バンドや増幅曲線等の

確認・解析を行い結果を判定する。検体からの核酸抽出は結果に直結する重要な工程であり、様々な方法が知られているが、病性鑑定においては磁性ビーズ法とスピнкаラム法の2種類が広く用いられている。

各核酸抽出方法の特徴として、磁性ビーズ法はビーズを操作するための専用器具を必要とするが、自動化が容易であり、迅速かつ簡便な核酸抽出が可能である。一方、スピнкаラム法は手技の習熟や専用装置は不要だが、プロセスが多段階に渡るため多検体処理には不向きである。

当所では、通常の病性鑑定時には自動核酸抽出装置を用いた磁性ビーズ法（以下、自動法）、鳥インフルエンザウイルス（以下、AIV）や豚熱ウイルス（以下、CSFV）などの緊急病性鑑定時にはスピнкаラム法（以下、用手法）を使用している。緊急病性鑑定時に用手法を使用している理由は、鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針において農林水産省動物衛生課が定める検査マニュアルのプロトコル2に用手法が記載されていること、また、抽出試薬とPCR試薬の組み合わせによっては検査精度が低下することが指摘されているためである。しかし、当所では、緊急病性鑑定時における自動法と用手法の性能比較やPCR試薬との相性については未検証であった。

今回、用手法と同等の検査精度を担保しつつ迅速性と簡便性を向上させるため、緊急病性鑑定時における自動法の導入を検討し、既知試料及び野外材料を検体としたPCR感度及び特異度と核酸抽出に要する作業時間及び操作数を自動法と用手法で比較検証したので、その結果を報告する。

材料と方法

1. 既知試料を用いた感度及び特異度の比較

令和5年度外部精度管理用配付試料（AIV 4検体：H3亜型・H5亜型・H5亜型・陰性、CSFV 3検体：陽性・陰性・陽性）を検体とし、自動法はMagDEA Dx SV（プレジジョンシステムサイエンス）、用手法及びPCR試薬は特定家畜伝染病防疫指針に記載のものを使用した（表1）。なお、自動法は通常病性鑑定時に使用しているキャリア高分子ありのプロトコル（以下、自動法C）及び検体が倍量必要となるが検査精度低下の改善が報告されているキャリア高分子なしのプロトコル（以下、自動法NC）の2種類について検証を実施した。

2. 野外材料を用いた特異度の比較

AIV陰性を確認している鶏の気管スワブとCSFV

表1 検証に使用した試薬類

	AIV	CSFV
自動法	MagDEA Dx SV (プレジジョンシステムサイエンス)	MagDEA Dx SV (プレジジョンシステムサイエンス)
用手法	High Pure Viral RNA kit (Roche)	High Pure Viral Nucleic Acid kit (Roche)
cRT-PCR	PrimeScript II High Fidelity One Step RT-PCR Kit (タカラバイオ)	SuperScript III One-step RT-PCR kit (Invitrogen)
qRT-PCR	AgPath-ID One-Step RT-PCR Reagents (Thermo Fisher) AIV RT-qPCR Mix & Primer/Probe (タカラバイオ)	CSFV/ASFV Direct RT-qPCR Mix & Primer/Probe (with ROX Reference Dye) Ver.2 (タカラバイオ)

陰性を確認している豚の臓器（扁桃・脾臓・腎臓）及び血清を検体とした。なお、CSFVについては、感度検証のために陰性検体にGPE-株を添加したものを用いた。試薬は上記と同様のものを使用した。

3. 核酸抽出に要する作業時間及び操作数の比較

緊急病性鑑定を想定し、12検体からの核酸抽出に要する作業時間及び操作数を比較した。なお、緊急病性鑑定時の検体数は、AIVは鶏の場合が10検体、鶏以外の家きんの場合が20検体、CSFVは死亡豚1頭あたり4検体となる。

結果

1. 既知試料を用いた感度・特異度の比較

AIVのcRT-PCRでは、4つの標的遺伝子全てにおいて結果は用手法と一致し、感度及び特異度はそれぞれ100%であった。AIVのqRT-PCRでは、2社の試薬ともに、4つの標的遺伝子全てにおいて結果は用手法と一致し、感度及び特異度はそれぞれ100%であった。また、非特異増幅は確認されず、ICが増幅していることからPCRは阻害されていないことが確認された。

CSFVのcRT-PCR及びqRT-PCRでは、結果は用手法と一致し、感度及び特異度はそれぞれ100%であり、非特異反応は確認されなかった。また、qRT-PCRではICが増幅していることからPCRは阻害されていないことが確認され、使用した試薬において同時に検出可能なアフリカ豚熱ウイルス（以下、ASFV）に対する非特異増幅は確認されなかった。

2. 野外材料を用いた特異度の比較

AIVのcRT-PCRでは、4つの標的遺伝子全てにおいて結果は用手法と一致し、特異度は100%であった。AIVのqRT-PCRでは、2社の試薬ともに、4つの標的遺伝子全てにおいて結果は用手法と一致し、特異度は100%であった。また、非特異増幅やPCR阻害は確認されなかった。CSFVのcRT-PCR及びqRT-PCRでは、全ての検体において結果は用手法と

一致し、特異度は100%であった。また、PCR阻害やASFVに対する非特異増幅は確認されなかった。

3. 核酸抽出に要する作業時間及び操作数の比較

核酸抽出時間は用手法が約90分、自動法が約40分であった。なお、自動法における実働時間は約10分であった。また、自動法では手作業による洗浄や遠心の操作が不要となり、操作数は減少した。

考察

既知試料及び野外材料を用いた検証では、AIVのcRT-PCRにおいて若干の非特異バンドが確認されたものの、自動法と用手法の結果は一致した。既知試料における感度及び特異度、野外材料における特異度はそれぞれ100%であり、自動法は用手法と同等の核酸抽出性能を有していると考えられた。また、Ct値がより低値であったことから、抽出効率は自動法の方が優れていると推察される。なお、キャリア高分子の有無による差異は確認されなかったため、半量の検体から抽出が可能であるキャリア高分子ありのプロトコルを使用することとした。さ

らに、自動法は用手法と比較して、核酸抽出時間は約50分、実働時間は約80分短縮され、操作数も減少することから、迅速性及び簡便性が向上することを確認した。なお、自動法では装置による抽出開始後の約30分間にPCR試薬調製等の作業を同時に行うことができるため、PCR検査全体の時間はさらに短縮される。

以上より、検査精度を維持しつつ、より迅速かつ簡便な核酸抽出方法である自動法が緊急病性鑑定時にも使用可能であると判断した。自動法を導入することで、操作数が減少し、コンタミネーションや手技的失宜のリスクは低減する。また、通常病性鑑定時と同様の抽出方法であることから、検査担当者の心的負担も軽減される。さらに、タカラバイオ社の新試薬が自動法で抽出した核酸でも使用できることも確認された。本試薬はマルチプレックスの反応試薬であるため、自動法と併用することで、より迅速かつ省力的な遺伝子検査が可能となる。

今後は、野外材料を用いた感度の比較検証を実施するとともに、使用試薬の変更時等には検査精度を担保するために同様の検証を行っていききたい。

通信

2月に入り、HPAIの発生が見られない日が続き、発生予防の懸命な努力を行いつつも、昨年と同様の動きとなることを期待する雰囲気各所を感じていたところですが、2月20日、21日と千葉県、岩手県でそれぞれHPAIの感染が確認されました。

両県ともに昨年度、連続発生が確認されていたところであり、当時をイメージし、関係者の顔がこわばる様子も見て取れました。ただし、今回も密集地での発生であるなどの面はあったものの、昨年の発生から得られた経験等を踏まえ、続発防止に最警戒しながら、緊張感高く対応いただいているところであり、両県ともに現在までに続けての発生は確認されていないところです。こうして昨シーズンの発生などを踏まえ、防疫対応を進化させようとし、実際にも進化している状況を感じ、各県をはじめとした関係者の努力、また、緊張感の維持に頭の下がる思いです。

こうした防疫対応関係者の素晴らしい知見・経験や新たな技術が埋もれることなく、実際の対応に活かされていくことは、対応の効率化だけでなく、各者の業務への満足度の向上にもつながると考えられます。言ってもしょうがないではなく、発信すれば受け止められる。必ずしもすべてが実現するわけではないかもしれませんが、そうした体制が望まれます。

毎週月曜日発行

家畜衛生週報

編集・発行：農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課、動物衛生課

☎03(3502)8111 内線 4581

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1